（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

第三十条　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第二百三十八条の六第一項（」の下に「同法」を加え、「並びに第二百九十六条の五第二項」を削る。

（都市計画法の一部改正）

第三十一条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第一項中「、都道府県」を「若しくは都道府県」に改め、「、全部事務組合、役場事務組合」及び「若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団」を削る。

（障害者基本法の一部改正）

第三十二条　障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ」を削る。

第二十六条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第三十三条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第七条第十二項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（国土利用計画法の一部改正）

第三十四条　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「とともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即するものでなければならない」を「ものとする」に改める。

第四十四条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第三十五条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第七項を第六項とする。

第十一条の九第一項中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改める。

第三十八条中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（電気通信事業法の一部改正）

第三十六条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十条第四項中「、全部事務組合のある地にあつては「全部事務組合の管理者」と、役場事務組合のある地にあつては「役場事務組合の管理者」と」を削る。

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正）

第三十七条　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に」を削る。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第三十八条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し」を削る。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第三十九条　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し」を削る。

第二十四条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第四十条　沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「並びに関係市町村の建設に関する基本構想」を削る。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第四十一条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し」を削る。

第三十六条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）

第四十二条　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「当該市町村の建設に関する基本構想又は」を削る。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第四十三条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第十二項中「、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し」を削る。

第六十条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第四十四条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十項中「第七十四条第六項から第八項まで」を「第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者について、同法第七十四条第七項から第九項まで」に改め、「この場合において」の下に「、同法第七十四条第六項第一号中「表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）」とあるのは「表示をされている者」と、同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、」とあるのは「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と」を加える。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の規定」を「第一項の規定」に、「第八条第三項」を「第八条第二項」に、「第九十条第三項」に、「第九十一条第五項」を「第九十一条第三項」に、「第八条第二項」を「第八条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に、「第八条第六項」を「第八条第五項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「、第二項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第九条第一項ただし書中「前条第五項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「又は第二項」を削り、同条第三項中「前条第五項から第七項まで」を「前条第四項から第六項まで」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第五十九条後段を削る。

第六十条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第五条第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一　国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員

二　沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条　前条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十項において準用する新法第七十四条第六項の規定は、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（以下この条において「旧合併特例法」という。）第四条第一項若しくは第十一項又は第五条第一項若しくは第十五項の代表者である者については、適用しない。